

令和 5 年度定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

2 東海村監査基準への準拠

令和 5 年度定期監査は、東海村監査基準に準拠して実施した。

3 監査の対象及び範囲

政策推進課，財政経営課，防災原子力安全課，住民課，保険課，区画整理課，学校教育課及び議会事務局における令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月末日）に執行した事務事業。

4 監査期日

令和 6 年 2 月 16 日（金） 政策推進課，保険課，防災原子力安全課

令和 6 年 2 月 20 日（火） 学校教育課，住民課，議会事務局

令和 6 年 2 月 22 日（木） 区画整理課，財政経営課

5 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和 5 年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理が関係法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

監査対象課室局から事前に関係書類の提出を求め、「予算事業の概要と進捗状況等一覧（様式 1）」「歳入・歳出課別科目別調書」「工事請負費等執行状況確認調書（様式 2）」「補助金等交付先別確認調書（様式 3）」その他関係証憑等を審査した。審査に当たっては、対象課室局長及び関係職員から説明を聴取するとともに、不明・疑問な点については、再度説明を求め確認を行った。このほか、備品及び公印の一部に関して、現物の確認を行った。

7 監査の結果

財務に関する事務及び事業の執行状況は、関係法令等に従い、概ね適正に処理されており、公印も適切に管理されていた。また、各課においては、所管事業における問題点・課題をよく把握・認識していた。事業がより良いものになるよう、それらの解決に向けた取組も行っている。

改善，検討を要する事項，また，評価できる点については以下に示す。内容に応じて，それぞれ必要な措置を講じ，適正かつ効率的な事務の執行に努めてもらいたい。

(1) 次期総合計画の策定について

東海村第6次総合計画（令和2年度～6年度）は、令和12年の将来ビジョン（目指すべき村の方向性）を「輝く SONZAI つながる TOKAI～共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち～」として掲げ、5年間の計画期間で、その実現に向け、どのような取組を行うかを計画体系で示している。また、この総合計画に基づき策定する実施計画では、3年間の計画期間とし、毎年度、事務事業の評価や財政状況を踏まえ、新規事業や事業の組換えなど具体的な各種事業の見直しを行い、予算の執行を行っている。

この現在の総合計画は6年度で終了するため、次の総合計画の検討を開始するに当たってのキックオフミーティングが2月24日、産業・情報プラザ「アイヴィル」で開催された。本ミーティングでは、村長から総合計画を作っていく上での現状の課題や新たな総合計画への思いが述べられ、また、専門家の方から時代の変化と総合計画の在り方についての講演があり、その後、住民との意見交換が行われた。その様子は、YouTubeでライブ配信された。

ChatGPTなど生成AIの急速な進展や普及に見られるように、社会が今後、急激に変化していくと考えられている中で、これまでと同様な総合計画を更新・策定していくのではなく、社会の変化に適応・対応できるものを住民と対話しながら、共に考え、作っていく、という村の姿勢は評価できる。

このミーティングの中で、専門家の方が計画を策定あるいは策定した計画を変更する際の対話の重要性や、目的達成のために状況の変化に応じて素早く方向転換できる柔軟性などについて述べていた。対話を通じて、現状や相互の理解が深まり、また住民の街づくりへの関心や意識も高まる。今後も、専門家の助言を得つつ、タウンミーティングなども含めた、このような住民との対話による実質的な議論を行い、東海村に合った、また社会の変化に適応できる計画の策定を期待したい。

なお、このキックオフミーティングの様子は、YouTubeの東海村公式チャンネルでいつでも視聴できるので、多くの人に是非、見てもらいたい。

(2) 防災対策について

令和5年度の防災訓練事業では、久慈川の洪水を想定した茨城県・東海村避難力強化訓練を実施し、住民に対する避難行動の普及啓発や避難行動要支援者への避難支援訓練、避難所の開設及び運営、感染症対策等の確認を行った。防災体制については、様々な災害に対応するため、過去の大規模な災害等を基に、こうした訓練の結果を検証し、いざという時に迅速・的確に行動できるよう地域防災計画やマニュアル等を整備、改訂しているが、災害に対する備えは万全ということはないので、常に見直し、改善を図り、防災体制の整備を進める必要がある。

今年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、様々な問題が報じられている。本村では、東日本大震災の経験や教訓も踏まえ、いろいろな対策が行われてきているが、水道の耐震化などのインフラ関係のほか、情報収集体制、指定避難所で

はない自主避難所への分散避難を含む避難所の在り方，トイレ対策，特に女性に配慮した避難所運営，避難者対応など，今回の能登半島地震の経験や教訓を本村の防災対策に具体的に反映してもらいたい。

（３） 職員の守秘義務について

県内の市役所市民課において，会計年度任用職員が住民記録を印刷して持ち出すという事件があった。このような個人情報の漏洩はあってはならない。

本村では，東海村特定個人情報取扱規程（平成 27 年 12 月 28 日）及び東海村保有個人情報取扱規程（令和 5 年 3 月 29 日）を制定している。これに基づき，個人情報保護に係る管理体制を整備し，個人情報の取扱いについてはアクセスの制限，複製等の制限，取扱状況の記録等を行っている。また，総務部長（監査責任者）による監査及び各課室局長（保護責任者）による点検を行うとともに，関係する全ての職員を対象とした教育研修も計画的に行われている。

本村の住民課に個人情報の取扱いについて聴取したところ，上記について徹底して取り組んでいるほか，「東海村住民基本台帳法に規定する本人確認情報の保護に関する規定」に基づいたセキュリティ会議及び「東海村住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画」に基づいた緊急時対応訓練を年 1 回程度実施しているとのことである。これら，個人情報漏洩を未然に防ぐための取組は評価できる。

個人情報の漏洩は，個人の権利利益を侵害するものであり，村民の信頼を損なうものである。職員には，地方公務員法第 34 条第 1 項による守秘義務があり，個人情報の取扱について，日頃から高い意識を持ち厳格に取り組んでももらいたい。また，公務員の基本に関する教育を様々な機会に全庁的に行うとともに，このような事件の報道があった際には，各課内で情報共有と注意喚起を行ってもらいたい。

（４） タウンミーティングについて

本村では，村政懇談会，村長ふれあいトーク，自分ごと化会議など，住民と村長が直接対話をする機会が様々な場面で設けられている。タウンミーティングについては，無作為抽出により選出した住民から参加者を募り，住民と村長がテーマを決めて対話するものである。自分ごと化会議の提言を受け，令和 4 年度に試行的に行われ，令和 5 年度から新規事業として本格実施したものであり，令和 4 年度は「まちづくりと原子力」を，令和 5 年度の前期は「まちづくりと子育て支援」，後期は「まちづくりと子ども・若者」をテーマにして行われた。

参加者からは，「村長に意見できる機会は大変貴重である」，「大変充実した話し合いができた」という声が聞かれ，一定の成果が得られた一方で，参加者については，令和 4 年度は無作為抽出 600 人のうち 59 人，令和 5 年度は無作為抽出 900 人のうち 24 人であり，担当課によれば，参加希望者が少ないことが課題であるとのことである。参加者の年代については，10 代から 90 代までと幅広いが，そのうち 30 代と 70 代が比較的多く，それぞれ全体の 25%を占め，10 代から 20 代の若い世代と 50 代の参加者

が少なく、偏りが見られる。仕事や子育て、介護等の事情により参加できない人たち、村政に対して積極的に意見をしない住民、いわゆるサイレント・マジョリティの人たちの声に耳を傾けることは、非常に重要なことである。

より多くの人に参加してもらえるようにするためには、ミーティングの状況を、親しみやすく分かりやすい形で、広く住民に周知することが必要であり、広報紙で特集を組んだり、LINE 等の SNS により情報発信したりすることも有効かと思われる。今後、手法を凝らしながら積極的な広聴業務に努め、様々な住民の意見を村政運営に反映してもらいたい。

(5) 情報発信について

広報とうかいについては、表紙に子供たちや住民の日常の一コマを撮影した温かく印象深い写真が掲載され、目を引くものとなっており、内容についても全体的によくできている。令和 6 年度からは、広報編集業務の一部が委託化される。これは、各課から掲載依頼のあった記事のデザインから文章の校正まで全てを担っていた広報担当職員の負担を軽減し、代わりに特集記事の取材や作成に注力することで、読者に伝わる、訴求力の高い記事の掲載に努めるためとのことである。今後、情報量や文字数を精査しながら、更に見やすく分かりやすい広報紙が作成されることを期待したい。

また、LINE については、友だち登録者が 9,563 人（令和 6 年 3 月 1 日現在）であり、村の有効な情報発信手段となっている。しかしながら、ブロック数は全体の約 14% を占め、登録を解除している人も 1,568 人と少なくない。現在は、登録者全てに同じ情報を配信しているため、必要な情報だけを受け取りたい、自分の地区のごみの収集日のお知らせを通知してもらいたいなど、利用者から様々な意見が寄せられており、担当課では配信情報を個人設定で選択できるセグメント機能の導入を検討しているとのことである。今後も村の情報を得る利便性の高いツールとして、住民に広く利用されるよう、機能の充実化とともに、広報紙等で登録の仕方や使い方の周知を図ることが必要である。

(6) 議会のライブ中継について

村議会では、本議会の会議録、録画中継、政務活動費収支報告書、議長交際費収支報告書等をホームページで公開するとともに、定例議会・臨時議会後には議会広報紙を作成し、全戸配布やホームページに掲載するなど、開かれた議会の運営に努めている。

議会の録画中継については、インターネット上で過去の定例会（平成 27 年第 2 回定例会）から視聴することができる。ライブ中継については防災情報ネットワークを利用しているため、視聴は配信される役場庁舎、コミュニティセンター及び総合福祉センター「絆」に限られている。

担当局によれば、更に開かれた議会にするため、令和 6 年度末に、議場の機器の更新に併せて、インターネットでのライブ中継を開始する予定とのことである。これに

より、議会中継がパソコンやスマホで簡単に、リアルタイムで視聴できるようになり、村民の議会や村政に対する興味や関心が高まることが期待される。（ちなみに、担当局の調べによると、令和5年9月末現在、県内44市町村議会のうち、インターネットでのライブ中継を実施している自治体が27、録画中継が13、中継未実施の自治体が4とのことである。）

インターネットによるライブ中継が開始される際には、議会報や広報とうかい、LINE等のSNSを活用してよく広報するとともに、QRコードやリンクから簡単に本会議を視聴できるようにするなど、より多くの村民に議会のライブ中継を視聴してもらえるように、工夫をして取り組んでもらいたい。

（7） 備品管理について

二つの施設で備品の現物確認を行った結果、備品台帳に記載された現物全ての存在を認め、いずれの保管状態も良好であった。また、備品台帳及び物品の異動等に関する書類を確認した3課において、備品台帳の事務手続き（登録、廃棄、所管替え等）は概ね適正に行われていた。

一方で、備品台帳上、二重登録されているものや、登録が漏れているものがあった。昨年度（令和4年8月24日）に固定資産管理システムが本格稼働し、公有財産や備品の管理（登録・削除・異動等）は同システムで行うことになったが、これまで各課で作成していたエクセルの備品台帳のデータを反映させる際に、不具合が生じたものと考えられる。各課においては、財産管理者（所管課長）の下、改めて備品台帳と現物の確認を行ってもらいたい。

また、これまで各備品に付番されていた備品の番号と同システムで付番された番号が異なっており、現物と台帳の照合が困難となっている。今後、備品台帳の物品の番号と現物に付番されている番号を一致させる必要がある。

なお、これまで村財務規則では、財産管理者は備品台帳を作成し、4月末日までに財政経営課長及び会計管理者へ通知し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないと規定（同規則第259条第2項）していた。この規定に基づき、所管課は現物確認を行い、備品台帳を提出していたが、令和5年10月18日に同規則を改正した際にこの条文を削除している。これは、固定資産管理システムに備品台帳が収納されているため、財政経営課長等に毎年、通知する必要がなくなったためと考えられるが、備品の状況を明かにするための現物確認については、備品は村の財産であるので、定期的に行ってもらいたい。

以上、報告する。

令和6年3月28日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 笹嶋 士郎